

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（一部規定抜粋）
（平成 15 年 6 月 12 日付医政発第 0 6 1 2 0 0 4 号）

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

ア 厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述の 5 (1) ア(ク)の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。

「当該都道府県の募集定員の配分可能数」とは、以下の計算式により算出した数値（ただし、医師臨床研修部会における審議を踏まえ決定した数値を加算する必要がある場合は、当該数値を以下の計算式により算出した数値に加算した数値）をいう。

$$A + B + C1 + C2 + D1 + D2 + E$$

A：次の A 1 と A 2 のうちの多い方の数値の全国に対する割合で全国の研修医総数の推計値を按分した数値とする。ただし、A 2 については、その算定に当たり一定の上限を設定する。

A 1：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県の人口 / 全国の総人口

A 2：全国の研修医総数の推計値 × 当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計 / 全国の大学医学部の入学定員の合計

B：地域枠入学者数×ウに定める募集定員倍率

C 1：100 平方 km 当たりの医師数が全国の平均値よりも少ない都道府県については A に 0.07 を乗じた数値とし、100 平方 km 当たりの医師数が 30 未満の都道府県については A に 0.1 を乗じた数値

C 2：A × 離島人口 × 3 / 当該都道府県の人口

D 1：A から C までを配分した後の未配分の数 × 当該都道府県の医師少数区域の人口 / 全国の総人口

D 2：A から D 1 までを配分した後の未配分の数について、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数

E：A から D までを配分した後の合計が直近の採用数に満たない都道府県に、前年度の募集定員上限に 0.99 を乗じた数と直近の採用数とのいずれか少ない数を当該都道府県の上限とするために増減する数

イ 上記算出に当たり用いる数値については、以下のとおりとする。

(ア) 研修医の数については、研修医の募集を行う年度 1 学年分の研修医の数

(イ) 人口（医師少数区域の人口を含む。）については、直近の推計人口（総務省）の値

(ウ) 大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値

(エ) 地域枠入学者数については、当該年度に臨床研修を行う予定の者のうち、都道府県が奨学金を貸与している者及び下記の要件の全てを満たす者の人数とする。

① 別枠方式により選抜されていること

② 卒業直後より都道府県内における 9 年間以上の従事要件が課されていること

③ 大学入学時に都道府県と本人と保護者又は法定代理人が従事要件に書面同意していること

④ 都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること

(オ) 都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値

(カ) 医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による数値

(キ) 離島人口は、離島振興法（昭和 27 年法律第 72 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値

(ク) 医師偏在指標は、厚生労働省の検討会等において承認を得た値

ウ 募集定員倍率等

令和 8 年度研修以降の「募集定員倍率」については、毎年の研修医の募集と採用の状況等を適切に勘案した上で決定するものであること。

なお、前述の(1)に定める C 1、C 2、D 1 及び D 2 については、募集定員倍率を踏まえつつ決定していくものであること。

エ 外国人留学生に係る取扱い

外国人留学生（大学との覚書等により、受入先の基幹型臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に出身国に帰国するものとされている者に限る。）については、都道府県の募集定員の上限とは別に受け入れることができるものであること。

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。また、第三者による評価の受審状況、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該募集定員を設定するよう努めること。

その際、(1)(1)アの医師少数区域の人口によって加算された募集定員については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、また、前述の 5 (1)(1)ア((カ))により小児科・産科研修プログラムを設けることとされている病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から 4 を配分すること。

さらに、前述の 5 (1)(1)ア((ケ))により広域連携型プログラムを設けた病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員上限の 5 % 以上 ((1)(1)に定める E が適用される

医師多数県にあっては、募集定員上限の5%に(1)(1)に定めるEにより加算された募集定員数の $1/2$ を加えた数をいう。以下同じ。)を配分すること。ただし、広域連携型プログラムのうち、医師多数県(自都道府県に限る。)の医師少数区域(ただし、人口3030万人以上の二次医療圏は除く。)に所在する臨床研修病院等において2424週以上の研修を行うプログラムを設けた病院に対しては、募集定員上限の5%のうち2%を限度に配分することができること。

また、前述の5(1)(1)ア((ク))により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの募集定員枠から配分すること。

24 募集定員の通知

- (1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の募集定員を定めたときは、当該募集定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。
- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの募集定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に募集定員のほか、当該募集定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」(平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知)を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消しに関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。